

公的機関と市民社会のよりよい協働をめざして ～なごや地球ひろば利用不承認から考える～

資料

2025年9月20日(土)

13:30～16:00

名古屋NGOセンター政策提言委員 西井和裕

経緯

- 2023/9/15 事前の打診を経て、施設利用申請書(以下、申請書)を送付
- 9/28 JICA中部より施設利用不承認のメール届く
政治活動を理由として上げている
- 10/24 JICA中部との話し合い 政治活動の定義示せず
- 11/6 西サハラ講演会開催(東生涯学習センター)
- 11/14 JICA中部との2回目の話し合い 施設管理役が不適當と判断との理由提示 不承認書送付を求める
- 2024/2/16 不承認書受け取り
- 6/15 公開質問状送付
- 6/28 公開質問状に対する回答受理
- 11/18 JICA中部の回答に対する見解を送付・公開
- 2025/9/20 不承認報告会開催

西サハラ全国キャラバン 2023 in 名古屋

いつか自由で平和な祖国へ！

サハラーウィ難民キャンプからの報告



難民キャンプに生まれ育った「サハラーウィ」(西サハラの人びとは自らをそう呼ぶ)として、西サハラの問題をどう学び、いかにして民族運動に参加するようになったのか。難民の若い世代はどんな未来を展望しているのか。難民キャンプはいかなる問題を抱えているのか。そして国際社会に何を望むのか——。この講演では、これらのことについて当事者から話を聞きます。

写真：ジャーナリスト 岩崎有一氏

11/6(月)
18:30~20:30

名古屋市
東生涯学習センター
視聴覚室

名古屋市東区葵一丁目3番21号

参加費:700円
学生は無料



お話し：ファトマ・ブラーヒムさん

アルジェリア・チンドウフのサハラーウィ難民キャンプに生まれ育つ。アルジェリア西部のオラン第一大学人文・イスラーム学部メディア・コミュニケーション学科卒業。同大学院視聴覚学専攻修士課程修了。難民キャンプでイタリアの開発NGOに勤めながら、西サハラ学生連合外交委員会アフリカ担当として活動している。モロッコが築いた分離壁に抗議するグループ「壁に向かって叫ぶ(Scream against the Wall)」のメンバー。

通訳：松野明久さん(西サハラ友の会)

西サハラとは

＜アフリカ最後の植民地＞西サハラは1975年、スペインからの独立過程でモロッコに侵略され、現在も領土の80%が占領下にあります。国連は1991年に独立を問う住民投票の実施を決めました。モロッコの妨害や大国の思惑によって実現していません。アルジェリアの難民キャンプに拠点をおくサハラーウィは「サハラ・アラブ民主共和国」の樹立を宣言し、モロッコ占領下のサハラーウィはそれと連携して非暴力による独立運動を続けています。難民キャンプには約17万人が暮らし、住民投票を経て、解放された祖国に帰れる日を待ち望んでいます。詳しい情報は西サハラ友の会のウェブサイトをご覧ください。 <https://fwsjp.org/>

**参加申込
問合せ**

URLまたはQRコードからお申し込みください。
https://nangoc.org/2023/09/28/westernsahara_20231106/
(特活)名古屋NGOセンター
名古屋市中区新栄新栄町2-3 YWCAビル7F
TEL(052)228-8109

主催：アムネスティ日本(なごや栄グループ・わやグループ)
日本平和学会 中部・北陸地区研究会
(特活)名古屋NGOセンター
協力：西サハラ友の会



JICACBIC 第 202402140001 号
2024 年 2 月 14 日

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター
代表理事 中島 隆宏 様
代表理事 坂 茂樹 様

独立行政法人国際協力機構
中 部 セ ン タ ー
所 長 小 森 正 勝



施設利用不承認書

2023 年 9 月 15 日付けにて提出された施設利用申請書について、不承認とする旨、下記のとおり
通知いたします。

記

理由：

実施予定であったイベント内容を JICA 保有不動産において実施した場合、他国若しくは国際機関
との間における機構の業務遂行の妨げとなるおそれがあるため、不動産管理役において利用を認め
ることが適当でないものと判断いたしました。

以 上

2024年6月15日

独立行政法人 国際協力機構（JICA）
中部センター所長 上町 透 様

特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター

なごや地球ひろば施設利用不承認に関する公開質問状

【経緯】

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター（以下、名古屋 NGO センター）は 2023 年 9 月、事前の打診を経て、西サハラに関する講演会の会場として独立行政法人国際協力機構（JICA）中部センター（以下、JICA 中部）が管理するなごや地球ひろばのセミナールームの施設利用申請を行いました。これに対して JICA 中部より、「政治活動」その他を理由として施設利用を不承認とするメールを受け取りました。

名古屋 NGO センターは「政治活動」を理由とする施設利用不承認は不当であるとの立場から、JICA 中部との間に 10 月と 11 月の 2 回にわたり話し合いを持ちました。10 月の話し合いにおいて、公共施設における「政治活動」については社会教育法第 23 条第 1 項二の規定により、特定の政党の利害に関する事業を指すことを示し、なごや地球ひろば利用のルールにおける「政治活動」の定義を明確にするよう申し入れました。同時に、利用不承認の通知がメールで行われたことを指摘し、なごや地球ひろばのウェブサイトの記事に従い「施設利用不承認書（以下、不承認書）」を送付するよう申し入れました。

11 月の 2 回目の話し合いにおいて、JICA 中部は「政治活動」の定義は確認できなかった旨の回答を行うと同時に、不承認の理由として不動産管理細則第 27 条第 1 項

(5)「その他不動産管理役等が不適当と認めるもの」を提示しました。「政治活動」の定義が確認できないのであれば不承認の決定は取り消されるべきであり、なごや地球ひろば利用のルールではなく不動産管理細則に基づいて不承認としたことは理由が不適切であることを指摘し、このような理由による不承認は承認しがたく、不承認を撤回するよう申し入れを行いました。

これに対して JICA 中部は、不承認は JICA 本部及び外務省と協議して決めたことであり撤回できないとの答弁を行いました。名古屋 NGO センターとしてあらためて不承認書の送付を申し入れて話し合いは終了しました。

JICA 中部所長名による不承認書が名古屋 NGO センターに届いたのは年をまたいだ 2024 年 2 月中旬でした。不承認の理由として「他国もしくは国際機関との間における機構の業務遂行の妨げとなるおそれがあるため」と記され、納得できる理由の説明はなく、受け入れることができない内容でした。

表現の自由は憲法 21 条によって保障された権利であり、表現の自由に制限を課すには何人も納得できる、合理的で具体的な理由の提示が必要です。あいまいな理由による今回の利用不承認の決定は、公共空間における市民の表現の自由を侵害するものにほかなりません。

こうした経緯を受け、名古屋 NGO センターは総会での議決に基づいて、JICA 中部

に対して、以下の質問にお答えいただきたく、公開質問状を送付いたします。期限を切って恐縮ですが、本質問状を受け取ってから 2 週間以内に文書でご回答をいただきますようお願いいたします。

【質問項目】

1. 当初、不承認の根拠として地球ひろば利用のルールで「政治活動」を示していたが、後に不動産管理細則に変更した理由とその経緯についてご説明いただきたい。
2. 施設利用不承認書の送付に 5 か月間を要した理由についてご説明いただきたい。
3. 施設利用不承認書の撤回は今からでも可能だが、その意向はないかお答えいただきたい。
4. 施設利用不承認書に「他国若しくは国際機関」とあるが、それぞれ具体的にどの国と国際機関を指しているのかご説明いただきたい。
5. 施設利用不承認書に「業務執行の妨げになるおそれ」とあるが、どのような業務がどのように妨げられる可能性があるのかご説明いただきたい。
6. 公の施設であるなごや地球ひろばを利用する市民の表現の自由について、JICA 中部はどのような見解をお持ちかお聞かせいただきたい。

【おわりに】

特定非営利活動法人名古屋 NGO センターは、その前身である第三世界交流センターの設立メンバーであり東ティモール独立運動を支援した故ステファニ・レナト氏らの意志を引き継ぎ、平和で自由と平等の権利が守られる社会をめざして活動に取り組んでいます。

西サハラの非植民地化と難民の人権について学ぶことは名古屋 NGO センターの基本理念に則った活動です。

西サハラはスペインから独立する途中、1975 年以来、モロッコの占領下にありません。モロッコは、国際司法裁判所が 1975 年に出した同国の西サハラに対する領土主権を否定する勧告的意見は無視して西サハラに侵攻しました。国連総会では 1978 年以後、西サハラの独立の権利と自治権を支持する決議が一貫して採択されています（日本は棄権）、国連安全保障理事会が 1991 年に決議した西サハラにおける住民投票は未だに実施されていません。西サハラは国連総会の非植民地化特別委員会の「非自治地域」リストに登録されています。モロッコ占領下の西サハラでは市民に対する人権侵害が多発し、難民キャンプでの苦難の生活は 50 年に及ぼうとしています。こうした事実は日本ではあまり知られておらず、学ぶ意義があります。

JICA 中部が運営するなごや地球ひろばは中部地域の国際協力活動を推進する上で、情報発信や国際交流イベントの場として大きな役割を期待されています。今回、名古屋 NGO センターの主催する西サハラに関する講演会がなごや地球ひろばでの開催を拒否されたことは、国際協力活動に携わる市民の間で大きな驚きとショックをもって受け止められています。なによりも、人権や難民について学ぼうとする市民の活動が、国際協力の推進を図る JICA によって拒否された意味は大きいと考えます。

以上のことを踏まえて、JICA 中部及び JICA 全体において今後、二度と今回のようなことがないよう、市民の表現の自由を最大限尊重する対応をしていただきたく、ここに意見を表明いたします。

以上

JICACBIC 第 202406270004 号
2024 年 6 月 27 日

特定非営利活動法人名古屋 NGO センター 御中

独立行政法人国際協力機構
中部センター
所長 上町



2024 年 6 月 15 日付けにて提出された公開質問状に関し、以下のとおり回答します。

当初回答後、2023 年 10 月、11 月の貴センターとの話し合いを含む一連の経緯も含めた JICA 本部への報告・相談を行い、改めて弊機構内で検討を行いました。その結果、2024 年 2 月 14 日付施設利用不承認書記載のとおり、2023 年 9 月の貴施設利用申請に記載のあったイベント内容を JICA の施設において実施した場合、想定されていたイベント内容に関連する国若しくは国際機関から照会を受け、その対応により業務遂行の妨げになる或いは円滑な業務遂行が確保されなくなるおそれがあると判断いたしました。

施設利用不承認書の内容は適切と判断しており、撤回の意向はありません。これからも不動産管理細則に基づいて施設利用申請の判断を行うこととなりますが、私共といたしましては、国際協力事業を市民の理解、協力、参加を得つつ推進するため、貴センターを含む関係団体との対話に努めて参る所存です。

以 上

名古屋 NGO センターの見解

—公開質問状に対する JICA 中部からの回答について—

2024 年 11 月 18 日 特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター

名古屋 NGO センターは 2023 年 9 月、「西サハラ全国キャラバン 2023 in 名古屋:いつか自由で平和な祖国へ！ サハラーウィ難民キャンプからの報告」開催のため、なごや地球ひろば施設利用申請をおこないましたが、**不承認**になりました。

なごや地球ひろばのような市民が利用可能な公共施設の場合、表現活動や集会に対する規制は**憲法 21 条(総務省ホームページ)**のしほりを受けるはずであり、今回のような施設利用不承認の決定は慎重になされるべきです。そこで、名古屋 NGO センターは 2024 年 6 月 15 日、JICA 中部に「**なごや地球ひろば施設利用不承認に関する公開質問状**」を送付、2024 年 6 月 27 日付け **JICA 中部回答書(JICACBIC 第 202406270004 号)**を受領しました。

この回答書に対する名古屋 NGO センターの見解を以下に示します。

第一に、JICA 中部からはほぼ無回答だったことに遺憾の意を表します。

不承認の根拠が変更された理由と経緯(質問項目 1)、不承認書送付に 5 カ月を要した理由(質問項目 2)については、まったく言及されていません。不承認書にある「他国若しくは国際機関」、「業務執行の妨げになるおそれ」(質問項目 4、5)についても、具体的に記されていません。

名古屋 NGO センターは、サハラーウィ難民キャンプからの報告を聞く学習会を開催するため、なごや地球ひろばの施設利用を申請しました。「アフリカ最後の植民地」と称される西サハラの人権や平和について、サハラーウィ難民自身の声を聞く貴重な機会となる学習会であり、JICA 中部の施設利用不承認という決定は受け入れがたいものでした。

不承認の決定がなされるのであれば、JICA 中部の裁量判断が合理的であったか否かを確認できるよう、必要十分な情報が開示されるべきです。不承認の決定時点だけでなく、公開質問状に対する回答においても、情報が開示されなかったことから、JICA 中部に裁量権の逸脱や濫用がなかったと確認することはできませんでした。

第二に、今後も表現の自由が制限される可能性が排除されなかったことに遺憾の意を表します。

公開質問状に対し唯一回答されたのが、施設利用不承認書撤回の意向に関する質問項目 3 でした。JICA 中部の回答は「施設利用不承認書の内容は適切と判断しており、撤回の意向はありません」というものですが、上述のとおり、名古屋 NGO センターは「適切と判断」できる情報が開示されていないと考えています。

なごや地球ひろばを利用する市民の表現の自由(質問項目 6)について、JICA 中部は明確な回答をおこないませんでしたが、「これからも不動産管理細則に基づいて施設利用の判断を行う」の文言から、今後も表現の自由が規制される可能性があるかと懸念されます。

繰り返しになりますが、公共施設を市民に開けば、表現活動や集会に対する規制は憲法上のしほりを受けることになります。JICA 中部は、裁量権の逸脱や濫用が起きないように自制しなくては

なりません。そして、仮に表現活動や集会を規制する場合、その規制が合理的な判断によるものだと示さなくてはなりません。

なごや地球ひろばは、国際協力活動を推進する上で、情報発信や国際交流イベントの場として大きな役割を期待される施設です。サハラーウィ難民自身の生の声を直接聞くことのできる学習会を、なごや地球ひろばで開催できなかったことは非常に残念です。人権や難民について学ぼうとする市民の活動が、国際協力の推進を図る JICA によって拒否された事実を、名古屋 NGO センターは深刻に受け止めざるを得ません。

名古屋 NGO センターは今後も、弊センターのみならず、この地域の市民社会組織と JICA 中部との開かれた連携と協働のため、JICA 中部に説明を求めていく所存です。

施設利用不承認が問いかけるもの

- JICAの人権意識
 - － 公共空間における表現の自由、集会の自由の尊重
- NGOの人権意識
 - － 自己の権利が侵害されたことに対する認識
- 協働と不承認の狭間で
 - － JICAは協働と切り離して判断
 - － NGOは協働から離れられない？
- 経験を語り継ぐ
 - － 権利を侵害された経験を語り継ぐ